

(付) 海外学校傷害保険の加入について

本校では、学校単位で加入する海外学校傷害保険に入っています。この保険は五つのタイプがあり、本校ではタイプⅡに加入しています。

・この保険の適用範囲は、学校管理下のみで、これには、登校・下校の途中も含まれます。校外でも、学校の指導の下に行われる遠足や修学旅行をはじめ、課外指導のすべてが適用範囲となります。

・この保険では病気は対象となりません。あくまでも、学校管理下及び登下校時におけるケガ、及びそれに起因する後遺障害、死亡が対象です。

・保険金と掛け金（保険料）

	タイプⅡ
死亡・後遺障害	1,000万円
入院保険金（日額）	4,000円
通院保険金（日額）	2,500円
掛金（保険料）一人当たり	3,900円

◎ 偶然な事故によりケガをされ、入院保険金が支払われる場合において、その治療のため事故の日から180日以内に病院または診療所において手術を受けられた場合、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍、40倍の手術保険金額が支払われます。ただし、1事故につき1回に限ります。

◎ 偶然な事故によりケガをされ、医師の治療を受けるために通院した場合、事故の日から180日を限度とし、最高90日分まで、加入タイプの通院保険金日額を通学や平常の業務や生活に支障が生じていると認められる通院日数分支払われます。

（注）入院保険金と重複しての支払いはできません。また、上記期間中に別の事故により新たにケガをされても通院保険金を重複して支払われることはありません。

（例）「保険タイプⅡ」の場合

①通院3日のケガ・・・ $2,500円 \times 3日分 = 7,500円$ が支払われます。

②入院4日、通院5日のケガ・・・ $4,000円 \times 4日分 + 2,500円 \times 5日分 = 28,500円$ が支払われます。

③入院20日、通院10日（靱帯観血手術を含む）のケガ
 …… $4,000円 \times 20日分 + 2,500円 \times 10日分 + 40,000円$ （4,000円の10倍）
 $= 145,000円$ が支払われます。

※ 掛け金（保険料）は授業料の中に含まれていますので別途徴収はしません。